

令和8年度防犯灯修繕事業補助金活用計画書の提出及び 防犯灯LED灯具の取替事業補助金の案内について

1 令和8年度防犯灯修繕事業補助金活用計画書の提出について

新年度予算編成の準備に伴い、令和8年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日）に防犯灯修繕事業を計画している区または町内会は、9月26日（金）までに「防犯灯修繕事業補助金活用計画書」と必要書類を添えて提出してください。

（1）防犯灯の定義

夜間の防犯及び歩行者の通行の安全を図るため、市が管理する道路及び市が認めた道路に設置されている電灯設備をいう。

（2）事業計画書の提出

① 提出期限 **令和7年9月26日（金）**

② 提出していただくもの

- ・防犯灯修繕事業補助金活用計画書（P3の記載例を参照）
- ・見積書（現時点で参考見積を徴取してください）

※正式に決定していない場合でも、来年度活用する可能性がある場合は、必ず提出してください。原則、前年度に防犯灯修繕事業補助金補助金活用計画書の提出がない場合は補助の活用ができません。

（3）補助制度の概要

対象団体	区または町内会
補助対象経費	防犯灯の支柱がさび、腐食などの老朽化により、倒壊の恐れがある防犯灯の修繕、建替え、又は撤去その他必要な処置に要する経費
補助率	補助対象経費の1／2（1,000円未満切捨）
補助限度額	防犯灯1灯あたり100,000円

2 防犯灯LED灯具の取替事業補助金について

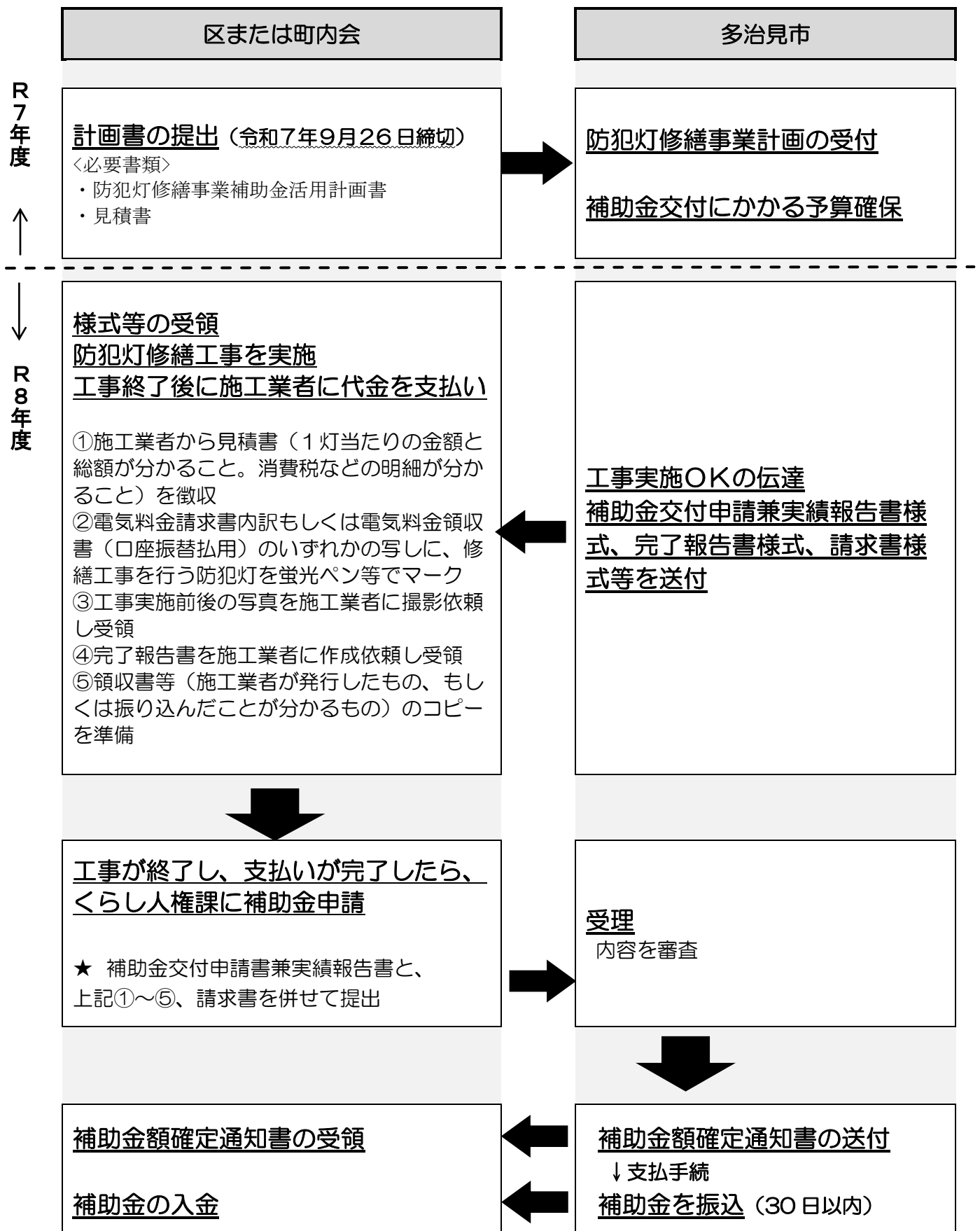
防犯灯LED灯具の取替えに要する経費を補助します。該当する防犯灯がある場合は、くらし人権課にご相談ください。

（1）補助制度の概要

対象団体	区または町内会
補助対象経費	点灯していない又は照度が明らかに低下している防犯灯のLED灯具の取替えに要する経費
補助率	補助対象経費の1／2（1,000円未満切捨）
補助限度額	防犯灯1灯あたり15,000円

多治見市くらし人権課（本庁舎）担当：水野
電話：0572-22-1134（直通）/FAX：0572-25-7233
Mail：kurashi-jinken@city.tajimi.lg.jp

令和8年度に防犯灯修繕工事をする場合の補助金の手続きの流れ



防犯灯LED灯具の取替事業を実施する際の補助金の手続きの流れ

